

平成30年 第1回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成30年2月14日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示

第 1 号 (2月14日)

議事日程.....	1
会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	4
議会事務局職員出席者.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
諸般の報告.....	5
広域連合長挨拶.....	5
議席の指定.....	7
会議録署名議員の指名.....	7
会期の決定.....	7
日程の追加(議長辞職の件).....	8
議長辞職の件.....	9
議長退任の挨拶.....	9
日程の追加(議長の選挙).....	10
議長の選挙.....	10
議長就任の挨拶.....	11
議案第1号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
一般質問.....	34
閉会中の継続調査の申し出について.....	41
閉会の宣告.....	42
会議録署名.....	43

議案等議決結果.....	45
--------------	----

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年1月31日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖 士

記

- 1 日 時 平成30年2月14日(水) 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議事日程

平成30年2月14日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 9号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第11号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申し出について

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議長辞職の件
- 日程第 5 議長選挙
- 日程第 6 議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 平成 29 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 平成 29 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 10 号 平成 30 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（49名）

1番	むら 村	お 尾	い 伊	さ 佐	お 夫	君	2番	さくら 桜	い 井	たかし 隆	君
3番	あさ 浅	の 野	さ ち		君	君	4番	すず 鈴	き 木	い い	お 君
5番	いし 石	い 井	のぶ 信	しげ 重	君	君	7番	み 深	やま 山	よし 能	かず 一
8番	の 野	くち 口	よし 義	お 雄	君	君	10番	かい 海	ほ 保	さだ 貞	あ 夫
11番	せい 清	みや 宮		まこと 誠	君	君	12番	わた 渡	なべ 辺	なお 直	き 樹
13番	い 飯	じま 嶋	まさ 正	とし 利	君	君	14番	き 木	むら 村	たか 孝	ひろ 浩
15番	こ 小	いずみ 泉	ふみ 文	こ 子	君	君	16番	まる 丸			あきら 昭
17番	い 伊	さ 佐	かず 和	こ 子	君	君	18番	え 海	はら 老原	こう 功	いち 一
19番	ほり 堀	くち 口	あき 明	こ 子	君	君	20番	たか 高	ぎ 木	ひろ 宏	き 樹
21番	わき 脇	さか 坂	やす 保	お 雄	君	君	22番	いし 石	がみ 神	いち 市	たろう 太郎
23番	はし 橋	もと 本	れい 礼	こ 子	君	君	24番	ひら 平	の 野	あき 明	ひこ 彦
25番	みや 宮	さか 坂	な 奈	お 緒	君	君	26番				
27番	えの 榎	もと 本	まさ 雅	し 司	君	君	28番	お 小	たか 高	よし 良	のり 則
29番	かな 金	まる 丸	かず 和	ふみ 史	君	君	30番	た 多	た 田	やす 育	たみ 民
31番	たか 高	はし 橋	ます 益	え 枝	君	君	32番	てら 寺	ざわ 澤	とし 利	るう 郎
33番	さ 佐	せ 瀬	きみ 公	お 夫	君	君	34番	お 小	の 野	かつ 勝	まさ 正
35番	お 小	がわ 川	よし 吉	たか 孝	君	君	36番	あら 荒	い 井		ただし 正
37番	かとう 加藤	おか 岡	み 美	さ 佐	こ 子	君	38番	さ 佐	とう 藤	しゅう 修	じ 二
39番	おお 大	の 野		ひろし 博	君	君	40番	いし 石	い 井	まさ 正	お 夫
41番	ところ 所		かず 一	しげ 重	君	君	42番	たか 高	ぎ 木	たけ 武	お 男
44番	いし 石	だ 田	けん 謙	いち 一	君	君	45番	かわ 川	しま 島	ふ 富	じ 士
46番	はかま 袴	た 田		しのぶ 忍	君	君	47番	なか 中	むら 村		いさむ 勇
49番	むね 宗	しま 島	まさ 理	ひと 仁	君	君	50番	かわ 川	しま 嶋	あき 朗	よし 敬
51番	まる 丸	しま 島	な な	か か	君	君	52番	やま 山	だ 田	ひさ 久	こ 子
53番	いし 石	い 井	よし 芳	きよ 清	君	君	54番	くろ 黒	かわ 川	だい 大	じ 司

欠席議員（4名）

6番	しの 篠	ざき 崎	てつ 哲	や 也	君	君	9番	すず 鈴	き 木	とし 敏	ふみ 文
43番	あら 荒	き 木	かすみ かすみ		君	君	48番	かど 門	くち 口		あきら 昭

説明のため出席した者

広域連合長	清水 聖 士 君	副広域連合長	岩 田 利 雄 君
局 長	布 施 高 広 君	局 次 長 兼 会 計 管 理 者	西 村 和 広 君
総 務 課 長	福 田 孝 広 君	総 務 課 長 補 佐	奥 田 浩 君
資 格 保 険 料 課 長	菅 野 朋 之 君	資 格 保 険 料 課 長 補 佐	橋 本 綾 君
給付管理課長	増 田 浩 子 君	給 付 管 理 課 課 長 補 佐	石 橋 俊 宏 君

議会議務局職員出席者

議会議務局長	原 島 和 夫	書 記	尾 形 祐 三
書 記	奥 山 彰	書 記	八 谷 直

開会 午前10時02分

開会及び開議の宣告

議長（海老原功一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席人数は49名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立していることをお知らせいたします。

執行部からの写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

諸般の報告

議長（海老原功一君） これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条の辞職許可をした議員については、お手元に配布の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、広域連合長から議案11件の提出があり、これを受理いたしました。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めています。お手元に配布の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について3件、定期監査の結果については1件、以上4件の報告がありました。それぞれお手元に配布の報告書のとおりであります。ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

広域連合長挨拶

議長（海老原功一君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。

清水聖土広域連合長。

〔広域連合長 清水聖土君 登壇〕

広域連合長（清水聖土君） 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

来年度、平成30年度は、後期高齢者医療制度が発足してちょうど10年の節目の年となります。制度開始時の平成20年度における本県の被保険者は約51万人でしたが、30年度の被保険者数は約80万人を超える見込みであり、約30万人増加することになります。また、予算額で見ますと、平成20年度の当初予算額は約3,300億円でしたが、本日提案しております30年度予算案は約6,100億円ですので、約2倍の規模に増加することになります。今後も被保険者数、予算額は、ともにしばらくは増加していく見込みですが、本広域連合としては、必要な財源を確保するとともに、医療費適正化事業、保健事業などを行うことにより、後期高齢者医療制度を持続可能なものとし、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう努力してまいります。

さて、ここで来年度の本広域連合に係ることについて2点申し上げます。

1点目は保険料率についてであります。保険料率は2年に1回改定しており、今年度は、30、31年度の保険料率を決定する必要があります。保険料率の算定方針は昨年11月の定例議会で答弁いたしましたように、収入と支出をそれぞれ適切に見込んだ上で、2年間を通じて財政の均衡を保つことができるような保険料率を定めることであり、この方針に基づいて、今回、新保険料率を算出し提案しております。本日、新たな保険料率を議決いただきましたなら、被保険者の皆様に周知し、ご理解いただけるよう、広域連合だより、小冊子、ホームページなどにより広報啓発に努めてまいります。

2点目は、保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画についてでございます。現行の計画が本年度に終了することから、平成30年度から35年度の6か年計画である第2期保健事業実施計画をこのたび策定したところでございます。本計画に基づき、従来の健康診査事業、歯科健診事業とともに、市町村及び医療機関等と十分に連携しながら効果的な保健事業を実施してまいります。

本日は、保険料率の改定を内容とする後期高齢者医療に関する条例改正案を初め、予算案など計11議案を提案させていただいております。よろしくご審議いただきますよう

お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議長（海老原功一君） ありがとうございます。

議席の指定

議長（海老原功一君） これより議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配布の議席表のとおり指定いたします。

会議録署名議員の指名

議長（海老原功一君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、伊佐和子議員、堀口明子議員の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（海老原功一君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（海老原功一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで、大野 博副議長と交代いたします。

〔議長退席 副議長、議長席に着席〕

副議長（大野 博君） ここからの会議は、副議長の私が代わって議事を進めます。ご協力お願い申し上げます。

議長から、一身上の都合により議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されております。

この取り扱いを協議するため、直ちに議会運営委員会を開催いたします。

議会運営委員の皆様は、2階アイリスへお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は10時25分を予定しております。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時24分

副議長（大野 博君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

日程の追加（議長辞職の件）

副議長（大野 博君） 議会運営委員会において、海老原功一議長の辞職願の取り扱いについてご協議いただいた結果、まず議長辞職の件を日程に追加の上、議題とし、議長の辞職許可決定後、さらに議長選挙についても日程に追加の上、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

まず、議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大野 博君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

議長辞職の件

副議長（大野 博君） 日程第4、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、海老原功一議長の退席を求めます。

〔議長 海老原功一君 退席〕

副議長（大野 博君） 議長の辞職願を議会事務局に朗読させます。

〔職員朗読〕

議会事務局長（原島和夫君） 辞職願

今般一身上の都合により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議長を辞職いたしたく、お届けいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 大野 博様

平成30年2月14日 海老原功一

副議長（大野 博君） お諮りいたします。

海老原功一議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大野 博君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

海老原功一議員の除斥を解除いたします。

〔18番 海老原功一君 入場〕

議長退任の挨拶

副議長（大野 博君） 海老原功一議員、議長の辞職に当たり、ご挨拶をお願い申し上げます。

〔18番 海老原功一君 登壇〕

18番（海老原功一君） 平成25年7月より、この連合会のほうにお世話になりました。昨年2月、議長という職をいただき、1年間議長の職を全うさせていただきました。

今日、これで議長職を交代するわけですが、今後とも、この広域連合のご発展を祈念いたしまして、一言ご挨拶とさせていただきます。大変長らくお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

副議長（大野 博君） ありがとうございます。

日程の追加（議長の選挙）

副議長（大野 博君） ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加の上、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大野 博君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

ここで資料を配布いたします。

〔資料配布〕

議長の選挙

副議長（大野 博君） 日程第5、これより議長の選挙を行います。

議長選挙につきましては、申し合わせにより「千葉縣市議会議長会が推薦した者とする。選挙の方法は、副議長による指名推選とする。」となっております。

千葉縣市議会議長会からは、広域連合議会議長に、富津市議会議長であります平野明彦議員が推薦されております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大野 博君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、副議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大野 博君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、副議長が指名することに決定いたしました。

私、副議長は、議長に平野明彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました平野明彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大野 博君） ご異議なしと認めます。

よって、平野明彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました平野明彦議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

議長就任の挨拶

副議長（大野 博君） ここで、当選されました平野明彦議員にご挨拶をお願いいたします。

〔議長 平野明彦君 登壇〕

議長（平野明彦君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長に選任いただきました、富津市の平野明彦でございます。

県内54市町村から成る、この広域連合議会の議長という要職にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。議会議長という大役を仰せつかり、また、榮譽あるとともに責任の重さを改めて感じているところでございます。

今後、前任の海老原議長と同様に、公平かつ円滑なる議会運営に努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方、また連合長を初めとする執行部の皆様方、ともにご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

どうか今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

副議長（大野 博君） ありがとうございます。

平野明彦議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席 議長、議長席に着席〕

議案第1号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（平野明彦君） それでは、次に、日程第6、議案第1号から議案第11号までの11件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖土広域連合長。

〔広域連合長 清水聖土君 登壇〕

広域連合長（清水聖土君） それでは、議案第1号から議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定についてでございます。

本案は、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

9ページをご覧ください。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、育児休業の承認を受けている職員について必要な事項等を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

11ページをご覧ください。

議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、育児短時間勤務職員等の勤務時間等について必要な事項等を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

14ページをご覧ください。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定についてでございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正等により本条例の一部を改正するものでございます。

16ページをご覧ください。

議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、マイナンバー法の一部改正により本条例の一部を改正するものでございます。

18ページをご覧ください。

議案第6号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、人事院勧告等に準じ、職員の給料等の改定により本条例の一部を改正するものでございます。

25ページをご覧ください。

議案第7号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、平成30年度及び平成31年度にかかわる保険料率を改定するとともに、保険料軽減措置、住所地特例の見直しによる所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

27ページをご覧ください。

議案第8号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

別冊の平成29年度予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算総額から歳入歳出それぞれ257万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億2,026万6,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

補正予算の内訳でございますが、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

債務負担行為でございますが、平成30年度事業の1件について債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案の28ページをご覧ください。

議案第9号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成29年度予算書の15ページをご覧ください。

本案は、予算総額に歳入歳出それぞれ6,872万6,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,938億8,203万5,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。

補正予算の主な内訳でございますが、歳入では、第9款、諸収入が7,755万円の増額などでございます。

次に歳出でございますが、第5款、基金積立金が7,632万1,000円の増額などございます。

17ページをご覧ください。

債務負担行為でございますが、平成30年度事業の1件について債務負担行為を設定するものでございます。

議案の29ページをご覧ください。

議案第10号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。

別冊の平成30年度予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算総額を歳入歳出それぞれ21億9,186万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

予算の主な内訳でございますが、歳入では分担金及び負担金で、市町村からの負担金として21億6,735万9,000円計上しております。

次に歳出でございますが、第3款、民生費で特別会計への事務費繰出金として16億9,722万8,000円計上しております。

議案の30ページをご覧ください。

議案第11号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでございます。

平成30年度予算書の27ページをご覧ください。

本案は、予算総額を歳入歳出それぞれ6,107億8,508万8,000円とするものでございます。

28ページをご覧ください。

予算の主な内訳でございますが、歳入では、第1款、市町村支出金で1,158億8,378万円、第2款、国庫支出金で1,868億577万6,000円、第4款、支払基金交付金で2,519億3,164万6,000円などを計上しております。

29ページをご覧ください。

歳出では、第2款、保険給付費で6,039億3,630万2,000円、第4款、保健事業費で30億1,999万円などを計上しております。

説明は以上でございます。

議長（平野明彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号から第11号までの11件に対して一括して質疑を行います。

申し合わせにより、質疑における発言時間は、同一議員につき答弁時間を除いて20分以内といたします。

2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、堀口明子議員。

19番（堀口明子君） 八千代市の堀口明子です。議案の質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第8号、一般会計補正予算（第2号）の第2表にあります債務負担行為の制度解説小冊子作成委託料について、その内容の周知と設置場所についてなどを含めて3点お聞きしたいと思います。

1点目は、制度の周知です。75歳以上の方々の制度であるからこそその丁寧な周知が必要だと思っております。制度を知ってもらうことが本当に必要となっておりまして。私は、この年齢で分断する制度にはそもそも反対ですけれども、今ある制度をよりよくしていくためには必要だと思っております。改善を求めていきたいと思っております。

現在、各自治体によって健診方法や受けられる内容などが違ってまいります。しかし、だからといって自治体任せではなく、最低限の周知を図る指導はできると思っております。高齢者にわかりやすく、またご家族にもわかりやすく健診や医療機関の制度の周知を図るためにも、ホームページの改善や小冊子の改善は必要だと思っております。

2点目の権利についての周知ですが、憲法第25条にありますように、生存権、生きていくための権利の周知は必要です。保険料の滞納などによって医療にかかれないことがないようにしていかなければなりません。また、健康上の問題があるときには、保険料の支払いを迫るよりも医療機関にかかることを勧めることを呼びかけるなどの周知を図

っていただきたいと思います。

3点目は設置場所の拡充です。小冊子は、そもそも保険証とともに配布されるものだと思いますが、対象者以外の方にも知ってもらえるように、支所や医療機関の窓口にも置くことを求めたいと思います。

次に、議案第9号、特別会計補正予算（第2号）について質疑させていただきます。

この中に、国の電算ミスによる超過保険料の方々への還付金が含まれていると思いますが、対象者全員への還付であるのかどうか。また、30年度になると時効になりますが、しっかりと支払い漏れがないように対象者に支払いが行われるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

同時に、過少保険料の方々へ時効の適用は、他の税目ではありますが、裁判例でも行政のミスの場合には2年という時効が適用されて、追徴課税がされるようなことがないというふうに承知しておりますけれども、これがしっかりと今回適用されるのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、議案第10号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算の第2款、総務費、職員人件費について、30年度の正規職員と非正規職員の比較についてお聞きしたいと思います。

1点目は、人数の割合と、非正規の方々の業務内容が今どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、社会保障の中でも高齢の方々を対象にした部署でもあることから、専門職の方の増員を求めたいと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質疑とさせていただきます。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） 私からは、八千代市、堀口明子議員の議案質疑、議案第8号の3問と議案第10号の2問についてお答えいたします。

まず、議案第8号、平成29年度広域連合一般会計補正予算（第2号）についてお答えいたします。

小冊子に関します制度の周知、権利の周知、設置場所の拡充の3問については、あわせてお答えいたします。

まず初めに、制度の周知につきましては、制度解説小冊子を毎年度6月に発行して、制度の概要を初め、資格、給付、保険料等制度全般についての解説を記載しております。

権利の周知につきましては、小冊子の中に「お医者さんの上手なかかり方」として、医療機関への受診の案内や、保険料の支払いが困難な場合の納付相談など、高齢者の方が安心して医療を受けられるよう各種案内を記載しております。この小冊子は、被保険者証の交付時、全ての被保険者に配布し、制度や権利の周知を図っております。

設置場所の拡充についてですが、県内市町村の担当課に小冊子を、県内の医療機関や薬局には小冊子と同じ内容を記載しましたA4版のガイドブックを配布して活用していただいているところでございます。

次に、議案第10号、平成30年度広域連合一般会計予算についてお答えいたします。

正規職員と非正規職員の比較についてお答えいたします。

正規職員と非正規職員の人数については、現在、正規職員が39名、非正規職員が12名でございます。非正規職員の業務内容につきましては、保健事業に関する業務や診療報酬明細の点検、管理に係る業務などを行っております。職員の人員配置につきましては、毎年度業務調査を行い、それに基づき、正規、非正規の割合も含めて適切に行っております。

専門職の増員についてお答えいたします。

現在、本広域連合には一般職のほか、保健事業に関する業務を行うために保健師が2名おります。後期高齢者医療制度を運営していくためには、現行の体制で対応できると考えております。したがって、専門職の増員につきましては今のところ考えておりません。

私からは以上になります。

議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長（菅野朋之君） 議案第9号の中の国の電算ミスによる超過保険料の方々への還付についてお答えいたします。

広域連合において厚生労働省より提供された抽出ツールにより対象者及び還付金額を把握し、その後、市町村において確実に対象者へ還付金を返還しています。

続きまして、国の電算ミスによる過少保険料の方々への時効適用についてお答えいたします。

時効については2年の期間制限が設けられていますので、その期間が過ぎている方には追加徴収は行っておりません。なお、厚生労働省からは租税同様、追加徴収となる原因が行政の事務処理誤りであることを理由として賦課徴収できないということはないと

の見解が示されておりますので、国の電算ミスを理由として追加徴収をしないということとはできないものと考えております。

以上になります。

議長（平野明彦君） 堀口明子議員。

19番（堀口明子君） 今の議案第9号につきましては、還付をする方にはしっかりと行っていくという確認はできました。

追加徴収のことなんですけれども、過少保険料の方々の、時効になったら、もうその時効以降は取らないよということの確認だけしっかりとしたかったので、それがとれましたので安心しました。よろしく願いいたします。

それでは再質疑なんですけれども、議案の第8号から再質疑させていただきたいと思っております。

制度の周知についてなんですけど、6月に、概要など中身は充実した内容であるというふうに思うと思うんですが、ただ、やはり権利のところですね。納付相談のことが書かれている、また上手な医療のかかり方などが案内されているといいますが、やはりこの年齢の方々というのは、少しでも保険料の納めるのが滞納した場合に、医療にかかるのが申し訳ないと思ってしまう方々なんです。ですから、その方々が滞納された場合、おくれたときには、どういう状況なのかというのを各自治体がきちんと把握されていれば確かに問題はないと思うんですけれども、しっかりと、やはりまずは生きていく権利を主張できるように、内容のところには、保険料の相談よりも、まずは自分の健康を重視してほしいということを主張していくことが必要なのではないかなと思います。憲法25条で生存権はしっかりとうたわれているわけなんですから、やはりまずは自分の健康管理が第一だということを明記していく必要があると思います。

設置場所の拡充につきましては、担当課のほうに送られているのは私も知っております。ただ、先ほど少し私、触れましたけれども、ホームページなんです。今、高齢の親御さんにかわって、お子さんたちが自分の親御さんの保険についてはどうなのかというふうに調べる際にホームページを見るんですよ。そのときに余りにも、どこを調べたら医療のこととか保険料のこととか、そういうものが少しわかりづらくなっているところがありますので、ホームページの改善は要望とさせていただきますが、お願いしたいと思っております。

まずは、この議案第8号の再質疑につきましては、権利の周知についてももう少し踏み

込んだ書き方をしていただきたいと思いますので、憲法に倣って書いていただきたいということを再質疑でしたいと思います。

議案第10号につきまして再質疑をさせていただきますが、この正規職員と非正規の職員の割合、39名と12名。確かに今、各自治体の中でも職員の非正規の割合が半数近くも上がってきている中、広域連合のほうでは、これは約4分の1ぐらいと見てよろしいのかなと思いますが、しかし、専門職の保健師さんが2名で本当に足りるのでしょうか。いろいろな事務点検のみなのかもしれませんが、やはり各自治体の状況を把握していくためにも、専門職である保健師さんが2名というのは心もとないように思います。是非、平成30年度の人事の中で保健師さんの増員を再度要望したいと思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） まず初めに、議案の第8号、小冊子のほうに憲法に倣った記載に改善ということなんですけれども、こちらにつきましては、今の小冊子のほうでもわかりやすく記載されておりますので、現状のままでいいのかと思いますけれども、また中身につきましては、被保険者の方にわかりやすいものを今後も作成していきたいと考えております。

議案の第10号のほうで、専門職の新たな増加ということなんですけれども、先ほどの答弁と同じになってしまうんですけれども、現在の体制で対応できると考えておりますので、今のところは増員等につきましては考えておりません。

以上であります。

議長（平野明彦君） 堀口明子議員。

19番（堀口明子君） 最後の質疑をさせていただきますが、やはり生きるための権利に私がこだわるところは、皆さんもご存じだと思いますが、2016年7月に一般紙のほうで、経済的困窮で治療を中断されている高齢者が増えているということが報道されているんですね。その中に、やはりこれは県内のことなんですけれども、保険料の値上げや窓口負担がやはりその方々の生活を押しつぶして、受診抑制や、また治療中断ということに追い込まれているということが発表されているんですよ。県内の医師、約4割強の方から回答を得たうちのデータなんですけれども、これって非常に重いことだと思うんですね。今回、保険料の値上げまで今回の議案の中に含まれております。だからこそ、今後保険料を払えない方々、また医者にかかりたくてもかかれぬ方々が増えてくるんです

ね。そうした中できちんと、保険証とともに届く小冊子の中で、自分たちの権利、命と健康を守るためにも医者にしっかりかかりましょうと、保険料の相談、確かに納付相談のことは書かれております。各自治体でやっております。でも、それでもまだまだ皆さん、お医者さんにかかれないという状況に追い込まれていることを、そういった実態をしっかり把握していただきたいと思います。そうした実態把握というのは、各自治体に任せるのではなく、しっかりと広域連合のほうでも、こちら側からどうなんですかと各自治体に赴いて、その状況を調べていくことが今必要なのではないのでしょうか。

そうしたときに、先ほどの職員の人数というのは本当に保健師さん2人で足りるんですかというところなんです。ですから現状のままではなく、今回、保険料値上げを議案としているならば、だからこそ各自治体を回る、そのための人員を増やす、そして調べる、調査する、そういうことをしていただきたいと思います。

今回質疑いたしました、議案第8号の中の小冊子の内容を十分に拡充してほしいという問題とホームページの改善は要望とさせていただきますが、再度確認します。保健師さん、増やす考えは本当はないんですか。これだけ最後にお聞きして終わりとします。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） 現時点での体制で対応できると考えておりますので、今のところ考えてはおりません。

議長（平野明彦君） 次に、石井芳清議員。

53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。私からは、議案第7号、議案第11号に関して質疑をいたします。

議案第7号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定ということですが、先ほど連合長より提案がありましたが、平成30年、31年度の保険料率の改定ということでありまして、1人年額878円増、率にして1.22%増という提案であるというふうに理解をしております。

まず1点目に、この改定案に対する管理者の所感について改めてお伺いをしたいと思います。

2点目に、所得割軽減処置廃止に伴う影響額について伺います。

3点目に、後期高齢者負担率に伴う影響額及び本制度の内容について伺います。

4点目に、改定を行わない場合の不足額について伺います。

5点目に、国の方針でも可能となっていると理解しております財政安定化基金の活用

について伺います。

6、改定案のモデルの所得階層ごとの人数及び影響額について伺います。

7、今後の保険料の見通しと軽減策について伺います。

次に、議案第11号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について伺います。

33ページ、市町村支出金。保険料689億7,234万7,000円というふうにいただいております。この内容につきましては、普通徴収、特別徴収という事務内容になっておるかと思いますが、この事務内容及び人数について伺います。

次に47ページ、保健事業費、約27億7,000万円の予算額となっておりますが、健康診査委託料の詳細について伺います。

次に、3点目であります。受診率向上に向けての方策について伺います。

4点目に、歯科健康診査の実施期間。これは先般でも、1年度ではなく2年度に広げる考えはないかとただしたところではありますが、この実施期間、広げる考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

5点目に、新規事業である高齢者の低栄養・重症化予防事業、予算額2億5,000万となっておりますが、具体的内容について伺います。

1回目の質疑は以上でございます。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。清水聖土広域連合長。

広域連合長（清水聖土君） 最初のご質疑の改定案に対する管理者の所感ということでありますけれども、今回の保険料率の改定案は、費用と収入をそれぞれ適切に見込んだ上で2年間を通じて財政の均衡を保つことができると、そういう算定方針に基づいて適切に算定したところでありまして、適切なものであると考えております。

議長（平野明彦君） 布施高広事務局長。

局長（布施高広君） 私からは、議案第7号に係ります財政安定化基金と、それから今後の保険料につきまして答弁申し上げます。

まず、財政安定化基金の活用についてお答え申し上げます。

基金につきましては、本来の目的であります年度途中での保険料の収入不足、そして医療給付費の急激な上昇などの財政リスクを回避するために活用するものというふうに考えております。

続きまして、保険料の見通しと軽減策につきましてお答え申し上げます。

保険料収入額につきましては、今後、被保険者数の増加に伴いまして増加していくものと考えております。また、保険料率につきましては、引上げ、引下げのそれぞれさまざまな要因がありますことから、今後の見通しについて申し上げることは困難でございます。

最後に保険料の軽減策といたしましては、医療費適正化事業や保健事業を実施いたしまして医療費の抑制に努めていくことにより行ってまいります。なお、決算におきまして剰余金が発生いたしましたら、それを活用しまして保険料の軽減につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） 私からは、議案第7号の質疑7問のうち4問についてお答えいたします。

所得割軽減措置廃止に伴う影響額についてお答えいたします。

平成29年度に行っている所得割額の2割軽減は平成30年度に廃止となります。その影響については、人数で約7万7,000人、金額で約3億5,000万円と試算しております。

後期高齢者負担率の引上げに伴う影響額及び本制度の内容についてお答えいたします。

平成30、31年度の保険料率を算定するための費用、収入の見込み額で後期高齢者負担率を現行の10.99%として保険料率を算定しますと、均等割額で4万400円、所得割率が7.73%と試算され、影響としましては均等割額で700円、所得割率で0.16ポイント引き上げられるものとなります。後期高齢者負担率とは、医療給付費のうち被保険者の保険料で賄う割合であり、政令で定められているものでございます。

改定を行わない場合の影響についてお答えいたします。

現行の均等割額4万400円、所得割率7.93%として試算した場合、賦課総額は年間約3億1,000万円不足する見込みでございます。なお、医療給付費等総額の見込み額で年間約52億円下げる必要がある試算となっております。

改定案のモデルの所得階層ごとの人数及び影響額についてお答えいたします。

所得階層ごとの人数を試算することはできないため、影響額についても算出することはできません。なお、試算における均等割額の軽減区分の人数については、9割軽減は約16万6,000人、8.5割軽減は約12万5,000人、5割軽減は約6万5,000人、2割軽減は約8万6,000人となっております。

私からは以上です。

議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長（菅野朋之君） 議案第11号のうち、後期高齢者医療保険料の普通徴収、特別徴収の事務内容及び人数についてお答えいたします。

後期高齢者医療保険料の納付方法については、年金からの天引きする特別徴収、または口座振替等による普通徴収があります。保険料の納付方法としては、原則特別徴収によることとされており、特別徴収により保険料を納付している被保険者数は、28年度末で50万6,326人となっております。

なお、特別徴収の対象となる方でも、申し出により口座振替による普通徴収に変更することができます。普通徴収については、年金額が18万円未満の方、または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方が対象となり、普通徴収により保険料を納付している被保険者数は平成28年度末で23万524人となっております。

私からは以上です。

議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長（増田浩子君） 私のほうからは、議案第11号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算のうち、47ページ、保健事業費について4つのご質問にお答えいたします。

初めに、健康診査委託料の詳細についてでございますが、健康診査委託料は、本広域連合が市町村と契約し、被保険者が無料で健康診査を受けられる事業で、平成30年度の当初予算額は27億292万2,000円、受診率は36.8%を見込んでおります。予算の内容は、健康診査費用と受診券の発送等に係る事務費で、平成30年度より新たに血清クレアチニンの検査項目を行うこととしております。

次に、歯科健康診査委託料は、千葉県歯科医師会に委託し、76歳になられる方を対象に無料で歯科口腔健康診査を受けられる事業で、全市町村で実施しております。平成30年度の当初予算額は6,420万1,000円で、受診率は12%を見込んでおります。予算の内容は、健康診査費用と受診券の発送等に係る事務費でございます。

次に、受診率向上に向けての方策についてでございますが、平成28年度末の受診率は、健康診査が35.2%、歯科健康診査が8.5%で低い状況でございます。このため、本広域連合で被保険者への受診勧奨として広報誌やホームページでの啓発を継続的に実施して

おります。特に全被保険者に郵送配布しております広域連合だよりは、被保険者の窓口負担がないこと、また、歯科健康診査については平成30年度より、対象年齢と1回限りの受診がわかる内容を掲載することを予定しております。さらに、市町村には全ての被保険者に対し受診券を送付するよう促すとともに、健康診査の受診機会の確保について引き続きお願いしてまいります。

今後も、市町村や医療機関などと連携をとりながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、歯科健康診査の実施期間を広げる考えはないかについてでございます。

歯科健康診査の受診期間については、現在、6月から10月末までとなっております。30年度からは受診率向上のため2か月延長し、12月末までとすることとしております。

次に、高齢者の低栄養・重症化予防等事業の具体的内容についてでございます。

高齢者の低栄養・重症化予防等事業は、事業を実施する市町村に対し、国からの補助金を交付するものでございます。具体的には、健診結果から抽出した生活習慣病等の重症化のおそれがある方に対し、治療のための指示書を通知したり、医療機関からの栄養指導の指示があった方に対し、栄養士が生活習慣病重症化予防のための訪問栄養指導を行うものでございます。平成30年度は旭市、横芝光町の2市町で事業を実施する予定で、20万8,000円の補助金を交付する予定でございます。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） すみません。先ほど答弁しましたところでちょっと修正がありましたので、申し訳ございません。

議案の第7号の 番、後期高齢者負担率の影響についてというところなんですけれども、負担率のほう、現行の10.99%で試算した場合の均等割額につきまして、先ほど私、現行の4万400円と答弁してしまいましたが、こちらのほう、訂正させていただきまして、4万300円ということで訂正させていただきます。お願いします。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 石井芳清議員。

53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。

まず議案第7号関係であります。管理者の所感ということですが、適切なものということで、ちょっと機械的な答弁かなというふうに思いますが、管理者の所感で

ございますので理解をいたしました。

ただいま、改定を行わなかった場合の医療費の不足額、給付額の不足額、52億というようなお話がありました。そこで伺いますが、財政安定化基金、これは残高は今幾らになっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、これはたしか県に預託をしているというふうに理解をしております。その中で、今、布施局長から答弁いただきましたけれども、年度内の緊急時に利用するという方針であるという説明でありましたが、しかし、これは国等の事務連絡等では、こういう保険料率の増減等について利用できるという見解であろうと思いますが、この見解があるかどうかというのを改めて伺いたいというふうに思います。

それから、議案第11号であります。まず普通徴収、特別徴収ということで改めて理解をいたしましたが、これ、県内の自治体、どのようになっているのか。先ほど人数でお答えいただいたんですけれども、ちょっと人数だとわかりづらいので、率、割でも結構なんですけれども、割合でどの程度になっているのかということで、もし数字があるようであればご紹介いただきたいというふうに思います。

それから、健康診査委託料、受診率向上に向けては、本年度よりもさらに踏み込んで丁寧な事務を行っていただくような答弁をいただいたというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後の新規事業であります高齢者の低栄養・重症化予防事業について改めて伺いたいというふうに思います。

新年度におきましては2市町で行うという答弁でありました。この内容、データヘルス計画、今ご説明もありましたが、事業目的として、治療中断者を洗い出して個別に直接アプローチを行う。実施方法の主なものは、これを読みますと訪問指導というような記載がございます。低栄養や重症化予防についても同様であるというふうに理解しております。

これだけ読みますと、大変意義があり積極的な事業だというふうに思うわけでありませんが、私、ここに2016年7月18日の千葉日報の新聞のコピーを持ってまいりました。これ、1面だというふうに思いますが、トップで「経済困窮で治療中断 千葉県内医師ら4割強回答」というふうな記事になってございます。これは、県保険医協会が県内の医師と歯科医師に対して行ったアンケートでありまして、4割強が経済的困窮で治療中断があったと記載されております。さらに記事の後段には、医師の46.6%、歯科医師の

35.8%は医療費の未収金があるというふうにアンケートに記載されております。また、多世代の家庭にあっても、昨年の白書では、7人に1人の子供が貧困家庭となっております。それが直接というのはまたあろうかと思えますけれども、また、栄養面においても、昨年も今年も天候不順で冬の野菜が高騰しております。これはご存じのことと思えます。こうした高齢者に本当に温かい手が差し伸べられるのか。その保証、担保はどこにあるのかというのが、この事業の説明の中では見えてきません。是非、この辺のところを具体的に説明をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。布施高広事務局長。

局長（布施高広君） それでは、再質疑、私のほうから2問についてお答え申し上げます。

まず基金の残高でございますけれども、現在、約66億円でございます。それから、国のほうの見解で基金を軽減策に使えるということでございますけれども、これにつきましても、そもそもの高齢者の医療の確保に関する法律の附則に、軽減に使えるということが記載されておまして承知いたしておりますけれども、本広域連合といたしましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、年度途中での保険の収入不足、そして医療費の上昇などの財政リスクを回避するために持っていたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長（菅野朋之君） 議案第11号の普通徴収の方の割合ということの2回目の質疑にお答えいたします。

28年度末の被保険者のうち、普通徴収の方の割合については31.3%となります。普通徴収の対象者のうち年金額が年18万円未満の方と、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が天引き対象年金の2分の1を超える方が占める割合は、28年度末で普通徴収全体の約36%となります。また、本人の希望による方や、年金天引きが開始されるまでの間、普通徴収となっている方は、平成28年度末で普通徴収全体の64%となります。

私からは以上です。

議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長（増田浩子君） 私からは、高齢者の低栄養・重症化予防等事業の再質問についてお答えいたします。

医療費が払えずに治療を中断したり、あるいは治療ができないという被保険者に対し、どのような対応をするかについてのご質疑にお答えいたします。

保健師、あるいは看護師等が訪問した場合、あるいは相談時に被保険者より医療費が支払えない、医療機関に行かれないというような相談があった場合には、市町村の福祉部門や社会福祉協議会など関係機関と協議、連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 石井芳清議員。

53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。

3回目の質疑であります。先ほどの財政安定化基金であります。これは国の記載では使えるというようなご答弁をいただいたわけであり。この基金でありますけれども、たしか県に預託して、県が運用しているということですね。少なくとも、これは連合の意思で自由に活用できるという状況というのがとれないものかどうか。これについてお伺いしたいというふうに思います。

それから、最後、新規事業の高齢者の低栄養・重症化予防事業ということですが、具体的には市町村の福祉担当のほうで対応していただきたいということなんでしょうか。こうした方々なんですけれども、先ほど、この新聞等でも記事も紹介いたしましたけれども、いわゆる保険料等も、事によつたらば滞っている方も中にはいらっしゃると思うんですね。そういう方もきちんと、当然こういう対象にさせていただけるということによろしいんでしょうか。保健事業ですね。それとも、そういう困窮者に対して連合は手を差し伸べられないんですか。そういうことはあってはならないと思うんですね。その中で生活、暮らしの再建をしていただく。きちんと保険料を払える状況をつくっていただく。ただ、年齢が年齢ですから、私たちのような若い人たちと違いまして、じゃ、仕事をしてくださいという話にはならないと思いますよ。そういう状況じゃありませんか。やはり連合の皆保険でありますから 皆保険制度ですね。ですから、そういう方々にきちんと温かく手を差し伸べていくと先ほど申し上げましたから、そういう運用を是非求めたい。

先ほどのいろいろな健診事業でありますけれども、これも確かに相談いただければ幾らでも相談に乗りますよというお話は過去もありましたが、是非、市町村にも出向いて、膝を交えて相談に乗っていただきたいというふうに思うんですね。その中で新しい事業

を組めるのか、組めないのかということも、一般質問にも出してございますけれども、あるというふうに思いますので、改めてその点について答弁を求めたいというふうに思います。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。布施高広事務局長。

局長（布施高広君） 財政安定化基金が使用できないのかというご質疑でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、県のほうが管理いたしております、使用するかどうかにつきましては県と協議の上決定するということでございます。今回は県と協議の上、従来どおり将来のリスクに備えるということで決定いたしましたので、今回、軽減策には使わないということでございます。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長（増田浩子君） まず初めに、滞納者への保健事業についてですが、こちらは滞納者に関係なく保健事業はしております。

それとあと、市町村へこちらから出向いて相談に乗るというお話ですが、市町村、さまざまな事情、例えば保健師や看護師の不足などマンパワー不足とか、あるいは個別の医療機関との契約に手が回らないとか、そのような各市町村の個別の状況もございますので、私どもとしては市町村のほうに、こちらに来ていただいて研修会をやったり、あるいは説明会をやったりしてまいりました。また、市町村より困難な事案についての相談があった場合には、保健師等も交え協議を重ねてまいったところでございます。

今後、市町村とどのような形で懇談ができるかは調べてみないとわかりませんが、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 以上で質疑を終わります。

これより各議案の討論及び採決に入ります。

まず、議案第1号の討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

堀口明子議員から通告がありますので、発言を許します。

堀口明子議員。

〔19番 堀口明子君 登壇〕

19番（堀口明子君） 議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の字句を正すものですけれども、そもそもこの個人の識別をする番号、マイナンバー法ですけれども、この間にも、このマイナンバー法については誤発送、また漏洩問題が後を絶ちません。このマイナンバー法がかかわっていることから、やはり個人の危険性、漏洩問題が解決されない限り、私は、この条例に賛成することができません。

昨年の12月にも総務省のほうから、このマイナンバー法について拙速に進めない旨の通知が出されていることもあります。以上のことから、この条例に反対の立場での討論とさせていただきます。

議長（平野明彦君） 以上で、議案第4号の討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（平野明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の討論を行います。

堀口明子議員から通告がありますので、発言を許します。

堀口明子議員。

〔19番 堀口明子君 登壇〕

19番（堀口明子君） 議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、先ほども申しましたが、この議案第5号にもマイナンバー法の関連が書かれております。議案第4号の討論でも申したとおりに、やはり情報漏洩等、また誤発送など、多々まだ解決していない問題がありますので、この点を理由に反対の討論といたします。

議長（平野明彦君） 以上で、議案第5号の討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（平野明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論を行います。

石井芳清議員から通告がありますので、発言を許します。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。

議案第7号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

今般の改定は、1人当たりの保険料を年額で878円増、率にして1.22%増であり、高齢者の生活のほとんどを年金に頼るという中での負担増に反対です。

特に賦課限度額を現行の57万円から67万円に引き上げて6億1,700万円の負担増となり、それを原資として中間層の軽減を行っているが、所得割軽減措置廃止に伴い所得階層によって1万2,100円の軽減になる人がいる一方で、9,400円の負担増となる人が出るなど、後期高齢者の中に新たな不公平感を生む懸念があります。

先ほどの議案質疑の中で、財政安定化基金の活用については年度内の緊急時のみ活用するという答弁を超えておりませんでした。この財政安定化基金であります。現在、県の所管になっておりますが、これを連合の中で活用するという事務、是非これは検討を求めたいというふうに思います。そしてまた、これを活用するならば、66億円ございますので、十分先ほどの質疑の中でも不足額を余って、まだ残は残るというふうに考えております。そういう優しい運営を求めるものでございます。

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人口増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕掛けになっているために、保険料の引上げが避けられません。負担増と差別を押しつける制度の矛盾が明らかであり、制度廃止を求めるものです。少なくとも政府は、社会保障費自然増抑圧政策をやめ、高齢者の負担増を回避すべきです。憲法25条に基づく健康で文化的な生活、そして高齢者の尊厳を保てる制度への改定を求め、反対討論を終わります。

議長（平野明彦君） 以上で、議案第7号の討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（平野明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論を行います。

堀口明子議員から通告がありますので、発言を許します。

堀口明子議員。

〔19番 堀口明子君 登壇〕

19番（堀口明子君） 議案第10号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

この制度が発足してから、もう11年目に入ろうとしています。当時からのこの制度については75歳で医療を分断し、また差別的医療に追い込むものだというので、本当に反対の声が今も上がっています。この11年の間で、保険料の滞納、また医療抑制に追い込まれている高齢者が本当に増えてきております。

今回、私は、この議案第10号で職員体制について質問させていただきました。それは、この制度の中にいる方々は、多くが年金だけの生活、そして高齢者。命と健康を守るためにも本当に正規の職員の方々を初め事務を行っている方々が各自治体の様子を把握して、そして、どのような医療にかかっているのか、また医療を中断している方はいないのか、そういったことをきちんと把握していただきたいということもあって、職員体制と専門職の増員を求めさせていただきました。この一般会計は、この制度の事務部門を担っているものです。そういった点でも、私は、この一般会計予算に賛成することができません。

以上の理由から、反対の立場からの討論とさせていただきます。

議長（平野明彦君） 以上で、議案第10号の討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（平野明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論を行います。

石井芳清議員から通告がありますので、発言を許します。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。

議案第11号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

議案第7号の反対討論で述べましたが、今回の保険料率の引上げには反対であり、それを前提とした新年度予算にも同意できません。また、健診事業や健康増進事業は健康寿命を伸ばし、重篤化を防ぎ、結果として医療費や保険料の低減につながる重要な事業と言えます。しかし、本連合は全国でも達成率が低い上に、県内のばらつきもあります。特に小規模な町村は事務も併任が多く、日々多忙を極めております。より有効な事業とするために、少なくとも年に一度はブロックごとに連合職員が出向き、膝を交えて事業の説明や相談、交流ができる機会、是非、考慮いただきたいと考えます。連合と市町村が力を合わせ、75歳以上の高齢者の実態をきちんと把握し、高齢者の苦難軽減に力を注ぐことを求め、討論を終わります。

議長（平野明彦君） 以上で、議案第11号の討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（平野明彦君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終わります。

一般質問

議長（平野明彦君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

申し合わせにより、質問時間は、答弁を含め一人15分以内とし、質問回数は3回以内と定められております。質問については、執行部の答弁時間を考慮されるようお願いいたします。

それでは、2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、堀口明子議員。

〔19番 堀口明子君 登壇〕

19番（堀口明子君） 八千代市の堀口明子です。一般質問を行います。

まず、私は、今回の質問は、広域連合議会が開催される直前に開かれております懇談会のことについて質問したいと思います。

まず1点目、平成29年度第2回懇談会が先月の1月26日に行われました。この懇談会では、保険料率の変更の提示はされていましたが、平均保険料の変更額は提示されておりました。まずはその理由について伺いたいと思います。

2点目は、今後の懇談会での委員の選定についてですけれども、被保険者代表に一定数の公募委員の導入を提案したいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） 私からは、八千代市、堀口明子議員の一般質問2問についてお答えいたします。

医療懇談会での保険料率の提示についてお答えいたします。

第2回医療懇談会を1月26日に開催し、診療報酬の改定や賦課限度額の引上げなどの制度改正についてや、算定の基礎となる費用、収入の見込み額の説明や被保険者数の推計など、保険料率の算定方針について説明しました。

医療懇談会では具体的な保険料率の案を示さなかった理由につきましては、保険料率の改定は、本定例会において条例改定の議案として提出するものでございますので、まず議案説明会の場におきまして広域連合議員の皆様にご説明すべきものと考えたところ

によるものでございます。

続きまして、医療懇談会への公募委員の導入についてお答えいたします。

医療懇談会の委員は、被保険者の代表、保険医、保険薬剤師の代表、被用者保険等の医療保険者の代表など、計12名の広域連合長が委嘱しております。被保険者、医療関係者及び医療保険者など、後期高齢者医療制度を適切に運営するために必要な方々からの意見を聞いておりますので、現在の医療懇談会が適切な方法であると考えております。

私からは以上です。

議長（平野明彦君） 堀口明子議員。

19番（堀口明子君） 再質問させていただきます。

まず、1点目の問題ですけれども、保険料率の問題ですが、今回、私は、保険料の提示がなかったということですが、保険料率の提示がなかったということで、同様の質問がこの議会の4年前にもされていますよね。当時の議事録を私、読みましたけれども、同じような答弁です。議員に先に説明するから、また、そのときに議事録の中では、数字が出回っては困るということも書かれておりました。

保険料が幾ら値上げされてしまうのか、そのことを示さないで関係者に意見を求めるというほうが問題なのではないかと私は思います。具体的な数字を示されなくて、それで、その懇談会に参加されている方々に意見を求めるというのは無理なのではないでしょうか。料率が下がれば保険料が上がるとか、そういうことを想像してくださいと言っているのと同じなんですよね。被保険者の代表の方々も、この中にはいらっしゃいます。専門職じゃない方が懇談会に参加されていることを考えれば、そうした被保険者の代表というのは一般の後期高齢者医療の対象者の方々なんですから、丁寧な説明は必要だと思うんです。その中で改めて意見というのは出てくるのではないのでしょうか。

4年前にも習志野市の議員がこの場でおっしゃってありましたように、八千代市でも国民健康保険の運営協議会というのが議会の前に開かれます。その運営協議会では、きちんと保険料額の変更を示した上で協議を行っております。もちろん傍聴者にも、その内容の資料は同様のものを配っております。

1点目の再質問ですが、数字が出回ってしまうと困るというようなことは4年前の議事録に書いてありましたが、今回の理由には、議員に先に説明しなければならないというふうにおっしゃっていますけれども、懇談会で出された意見によって、私たちは、被保険者の方々、関係者の方々が、この保険料がどうなのかというのを諮るわけなんです

から、その前にきちんと示すことのほうが先だと思います。

同様に、私は、議会運営委員会の中で、議会に出される資料をなるべく早く送ってほしいということも伝えてあります。それは、こういった議案が出されるのかということを知りたいということと、勉強しなければならないという思いからです。ですから、もし議員よりも先に懇談会で配るのが問題だというのであれば、懇談会の日と同時期に、私たち広域連合議員に、その資料を配っていただいたらいいのではないかと思います。具体的にその辺の理由をお答えいただきたいと思います。

2点目の一定数の公募委員の導入は、是非、検討していただきたいと思うんです。後期高齢者医療制度に関心をお持ちの被保険者が委員になることで議論の活発化になると思うんです。たくさんの意見をやはり聴取した上で、その懇談会での議論というのが私たち議会の根底となるわけですから、是非、後期高齢者医療制度に関心をお持ちの被保険者の中から代表を一定数入れていただきたいんです。今のままにプラスして一定数の公募委員を入れていただきたいというのが私の今回の質問です。ですから、今、被保険者の代表の方、3名いらっしゃるのであれば、そのうちの1人や2人という形で公募による選定を行っていただきたいと思いますので、是非、当事者の意見をより活発に吸い上げるという意味でも検討していただきたいと思います。

2点目の再質問は、今後の検討課題に上げていただきたいということなんですが、どうでしょうか。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） まず、医療懇談会の場で保険料率を提示すべきではないかということのご質問なんですけれども、医療懇談会の場合におきましては、制度改定や基本的な積算の計算の試算の方針などの説明をしております。そのやり方で適正であると考えております。

続きまして、医療懇談会の委員の公募につきましても、現在のやり方におきまして後期高齢者医療制度にて適切に運営、さらに必要な方々の意見を聞いておりますので、現在の医療懇談会が適切な方法であると考えております。

議長（平野明彦君） 堀口明子議員。

19番（堀口明子君） 今のままで適切だとおっしゃっていますけれども、私、今回、1月の懇談会、出席しました。配られた資料、ありますけれども、数ページです。私たち議会のほうには約23ページにわたって保険料の改定に当たっての説明がされていますよ

ね。それが懇談会ではわずか5ページです。これで制度の説明と保険料率の改定の説明を丁寧に行った上で懇談会を開いていると言いますが、私たち議員よりも少ないページで理解しろというほうが私は問題なのではないかなと思います。しっかりと説明した上で、それで当事者の意見を吸い上げるのが懇談会の目的ではないのでしょうか。改めてここで最後に聞きたいのは、広域連合は、この懇談会を何のために開いているのかということを再度お聞きしたいと思います。

そして、最後の質問となってしまいますので、要望を先に伝えさせていただきますが、1月に全員協議会が開かれました。そこでも傍聴者、来た場合には傍聴できるようになっておりますけれども、私、広域連合のホームページをずっと見ていますけれども、傍聴者のことを書かれていないんですよ。懇談会のことについては、傍聴は15分前から5分前までに着席でというふうに書かれておりました。けれども、全員協議会のところの傍聴、どうしたらいいのかというのがホームページには載っていないんですね。広域連合議会に関心を持たれている、特に今回3期連続で保険料の値上げになるわけですから、どうやって決められていくのだろうか、どういう内容で決められているのか、どういった人たちがこういった保険料を判断しているのだろうかという、そういった疑問を持たれている方が傍聴したい、または資料を欲しい、そう思っても、どこにどうやってというのが全く不親切で書かれていないんですね。

ですから、私は、懇談会のあり方と、今回はこういった資料についてもそうですけれども、以前、もう六、七年ぐらい前に傍聴に行かれた方は、まだ資料は豊富でちゃんと説明があったと言っているんです。ところが、本当に4年前にも保険料率の改定について示さないまま懇談会が開かれている。今回は、保険料、幾ら値上がるのかが全く示されないまま進められている。

そして、私たち議員に配られました資料の23ページ、一番下のほうに、平成30年度より所得割の軽減措置が廃止となりますと、これ、一文ですよ。23ページある中で、所得割額の減免が軽減措置が廃止となるのは、この小さい字1字です。これ、制度の改正に沿うものじゃないんですか。

そうした事々も含めて、私、今回、広域連合議会の保険料の改定についての進め方というのは非常に懇談会を含めて資料も説明も不親切だと思います。こういったことが今後ないように、私は、懇談会のあり方、それから保険料をきちんと示した上での懇談会のあり方と、一定数の公募による拡大、公募による委員の拡大を図っていただきたいと

いうことを要望いたしますが、最後の質問は、先ほど言いました、広域連合は懇談会を何のために開いているのか。その点をお答えいただきたいと思います。

議長（平野明彦君） 福田孝広総務課長。

総務課長（福田孝広君） 医療懇談会につきましては、制度加入者や有識者、医療関係者などから幅広い意見を聞く場として、必要に応じて設置するものでございます。

以上です。

議長（平野明彦君） 以上で、堀口明子議員の質問を終わります。

いましばらくこのまま議事を進めます。皆様のご協力をお願いいたします。

次に、石井芳清議員。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、第2期のデータヘルス計画について伺います。

まず、第1点目であります。第1期計画を踏まえての特徴及び留意点について伺います。

2点目は、第1期と第2期の策定費用について伺います。

3点目は、単年度ごとの運営費用、これは第1期、そして新年度、先ほども既に予算が確定いたしましたので、事務費、事業費について伺いたいと思います。

4点目に、独居、非独居、ご夫婦の方、多世代など、高齢者の家庭環境はこの計画に反映されているのか、伺いたいと思います。

5点目、長寿健康増進事業は国による財政支援があり、県内全ての市町村の実施が重要と記されております。自治体ごとのばらつきが大変多いというふうに理解をしております。また、一部中止した自治体もあるというふうに伺っております。

厚労省の資料、これでありましたが、後期高齢者医療における保健事業、この厚労省の資料によりますと、経済・財政再生計画改革工程表ということで、この保健事業をさまざまな角度から分析がされております。そして、例えば重症化予防の取組を実施していない理由という中で、実施していない理由としては、保健指導をできる者がいない、マンパワー不足がいずれの事業でも多くなっているというふうに記されております。また、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施していない理由といたしまして、事業を企画運営できる者がいない、保健指導をできる者がいない マンパワー不足ですね など、

事業においても多くなっているというふうに記載されております。

この保険者インセンティブ、この趣旨、仕組みという中で記されている内容は、評価指標に基づき広域連合の取組を評価し、平成28年度から交付する特別調整交付金に反映する。交付額については保健事業の充実を目的とし、20億円の予算を確保するというふううにうたわれてございます。この保健事業の工程を参酌をして、いわゆる競わせているということではありますが、私はこれには全く反対でございます。やはり県ごとにそれぞれの出発点がございます。そこからということでもありますので、私は、この国の方針は不公正だというふうに理解をしております。

その中で、最後のページに、平成28年度保険者インセンティブ、広域連合獲得点数ということで、100点満点でこのようなグラフが載っております。これを見ますと、トップが宮崎県で68ポイント、千葉県は37位となっておりまして、30から40の間でございますので、ちょうどトップの宮崎県の半分。これが本連合の実態でございます。

健康寿命の延伸並びに重症化予防等を目指すという本計画の目的は達成できるのか。私は、先ほどの国の競わせるということには反対ではありますが、しかし、同じ保険料を払って連合ごとのサービスの差異がある。なおかつ本連合の中でも差異があるというのはいかがでしょうか。この是正は私は必要であるというふうに考えるものでありますが、以上で第1回目の質問といたします。

議長（平野明彦君） 答弁を求めます。増田浩子給付管理課長。

給付管理課長（増田浩子君） 私のほうから、第2期データヘルス計画について5つのご質問にお答えいたします。

初めに、第1期計画を踏まえての特徴及び留意点についてでございますが、特徴につきましては、先ほど議案質疑でも申し上げたとおり、高齢者の低栄養・重症化予防等事業を新規事業として位置づけたことでございます。また、策定に当たりましては、より詳細に現状を把握するため、医療費分析を行い、市町村からの意見を取り入れ策定しております。さらに事業の評価といたしまして、成果の評価を追加し、その手法や時期、体制などを詳細に記載しております。

次に、事業実施における留意点でございますが、市町村の協力なしでは事業のほうは成り立ちませんので、市町村や医療機関と連携をしながら事業の着実な実施をしていくことだと考えております。

次に、第1期、第2期の策定費用についてお答えいたします。

第1期計画の策定は、本広域連合で現状分析を行っており、費用のほうはかかっておりません。第2期計画の策定費用は345万6,000円です。その内容は、被保険者の疾病の状況や医療費、人工透析の実施状況など現状を把握するための費用で、医療費分析業務委託料でございます。

次に、単年度ごとの事務費、事業費などの運営費用についてでございますが、第2期データヘルス計画は、厚生労働省より示されております「保健事業の実施計画策定の手引き」に基づき策定しております。この手引につきましては、事務費、事業費を記載することになっていないため、事務費、事業費については掲載しておりません。

なお、主な事業の平成30年度当初予算額でございますが、健康診査事業は27億292万2,000円、歯科健康診査事業は6,420万1,000円、高齢者の低栄養・重症化予防等事業は20万8,000円、長寿健康増進事業は2億5,000万円でございます。

次に、独居、非独居、多世代は計画に反映されているのかについてでございますが、分析を行うためのデータでございますレセプトデータや健診データには、独居、非独居、多世代の情報は含まれておりません。このことから計画には反映しておりません。しかしながら、独居、非独居、多世代ごとの対応も必要と考えており、本広域連合で実施しております長寿健康づくり訪問事業では、保健師などが訪問した際、個々の状況に応じた指導を行っているところでございます。

次に、本計画の目的が達成するための困難な点と打開する方策についてでございますが、困難な点につきましては、ご質問のとおり、本事業を実施するに当たり、市町村のさまざまな事情、例えば保健師や看護師などのマンパワー不足や市の予算不足などが考えられます。このことから、困難な点を打開するため、市町村に対し好事例を紹介したり、担当職員を対象とした保健事業説明会を開催するなどのほか、困難な事案についても、相談があった場合には保健師を交え協議を行っているところでございます。

今後も市町村や医療機関と連携しながら、計画の目標達成に向け努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（平野明彦君） 石井芳清議員。

53番（石井芳清君） 御宿の石井です。

留意点、費用、そしてまた、特に4番目の質問でありましたが、独居、非独居、多世代など計画には反映されておらないが、この計画実施に当たっては重要な内容だという

ことで、現実的には参酌された運用をしているということでございます。

先ほどの議案でも申し上げましたけれども、やはりこうした家庭においてさまざまな状況が発生するというふうに思いますので、それは市町村によっても都市部、農山村によってもそれぞれの特徴があるというふうに思います。そういう面では、最後に細かにまた市町村も改めて対応をとっていきたいというようなお話がありました。

例えば担当を集めて会議をやると、例えば1人で、そうすると、54市町村ですので54人。1人、これは机上の空論かも知れませんが、10分質疑があったとしても540分ですよね。そういうことでありますので、これは繰り返しますけれども、やはり出向く。そうしますと、私は、今の連合のちょっと細かいところは承知しておりませんが、じゃ、やはり手分けをして回ることが必要になるんじゃないでしょうか。連合としても、課長のような、そういう責任のある方、やはりそういう担当の方を増やしてきめ細かな対応を図っていく。そうしませんと、この計画、K P Cですか。書いてございますけれども、私たちの被保険者、今年75歳になられた方も、多分一生、この健康事業に参画されないまま終わってしまうとちょっと失礼かも知れませんが、各事業が、毎年の進捗率1ポイントとか数ポイントですよね。確かに義務ではないかも知れませんが、同じ保険料をいただいているわけではありませんか。しかも強制じゃありませんか、特別徴収は。そういう保険料を預かって運営しているわけでありまして。それは実施は市町村かも知れませんが、繰り返しますけれども、やはりもっと丁寧な、これを超過達成できると、それは先ほども申し上げましたけれどもQ O Lですよね。健康で豊かな尊厳を持った、後期高齢者として生活、暮らしをどう保障していくのかということであろうというふうに思いますので、繰り返しそのことを述べて質問を終わりにします。

議長（平野明彦君） これは要望ということでよろしいですね。3回目はよろしいですね。

以上で一般質問を終わります。

閉会中の継続調査の申し出について

議長（平野明彦君） 次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（平野明彦君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

どうもお疲れ様でございました。

閉会 午後 0時08分

前 議 長 海 老 原 功 一

議 長 平 野 明 彦

副 議 長 大 野 博

署 名 議 員 伊 佐 和 子

署 名 議 員 堀 口 明 子

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 3号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 4号	千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 5号	千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 6号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 7号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年2月14日	可 決
議案第 8号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	平成30年2月14日	可 決
議案第 9号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)	平成30年2月14日	可 決
議案第10号	平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成30年2月14日	可 決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1 1 号	平成 30 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	平成 3 0 年 2 月 1 4 日	可 決